

2. (1) 令和元年度 改善意見への対応状況

令和元年度改善意見(令和元年7月18日)	実施状況
<p>(1) 補助金審査業務の平準化への継続的な取組み</p> <p>平成30年度の補助金審査は、前倒し審査が可能な補助事業を選定して現地審査の時期を早めたことにより、これまでに比べ補助金審査業務の平準化が図られた。このことを当該年度だけのものとせず、前倒し審査の実施等による補助金審査業務の平準化に継続的に取り組むこと。</p> <p>(2) 鉄道助成関係職員の実践的な人材育成</p> <p>補助金審査業務の適正かつ効率的な実施のためには、鉄道助成関係職員の実践的な能力の一層の向上が重要である。このため、鉄道助成関係職員の研修を含めた人材育成に関し、実践的なスキルアップの観点から、見直しの必要性について検討を行うこと。</p>	<p>○ 補助金審査業務の平準化への継続的な取組みを図るため、補助金担当者連絡会において前倒し審査実施についての検討を行い、「前倒し審査実施方針」を策定するとともに、前倒し審査を実施する標準事例を担当者間で共有した。</p> <p>当該方針を基に、補助事業者との調整が整った案件については、現地審査集中期間より前の時期に現場調査を実施することなどによって現地審査に係る業務量の平準化を図った。</p> <p>○ より実践的なスキルアップを図るため、補助金審査において、経験豊富な職員に審査経験の浅い職員が同行し、指導を受けながら業務経験を積む仕組みが可能か、OJTを試行的に実施した。</p> <p>研修等受講者の意見を踏まえ、従来の研修及び試行的に実施したOJTが実践的なスキルアップに繋がっているかどうかについて効果を検証し、今年度から「OJT実施基準」を策定したうえで人材育成の一環としてOJTを実施する等、研修を含めた人材育成の見直しを図った。</p> <p>今後も実施した研修等の効果を把握し、必要により見直しを行う。</p>

(3) 消費税率引上げに対する適正な対応の確保

令和元年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げに関し、助成対象事業における対応状況を補助金審査で確認し、適正な対応が図られていることを確実にすること。

○ 消費税率引上げに対する適正な対応を確実なものとするため、補助金担当者連絡会において適用税率の確認を徹底するとともに、令和元年度の重点審査項目の1つに位置付けた。

また、全国6か所で開催した補助金実務説明会において、補助事業者に対し、消費税率引上げに対して適正に対応するよう注意喚起を行った。

これらの取組みにより、令和元年度に実施した補助金審査において、消費税に係る不適切な事例は確認されなかった。

なお、令和元年7月9日に、初めて補助金審査業務に携わる職員を中心に実施した企業会計制度についての研修において、契約時期等に応じた適用税率も含め消費税についての知識を習得させたところであるが、令和2年度も同様に研修を実施した。

(2) 第4期中期目標、第4期中期計画及び令和2年度計画について

第4期中期目標(抜粋)	第4期中期計画(抜粋)	令和2年度計画(抜粋)
<p>国土交通大臣は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>我が国が直面する人口急減、少子化、超高齢化という大きな課題に対し、国内の地域間、国内と海外との間におけるヒト、モノ等の「対流」の促進により次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことは極めて重要である。</p> <p>機構は、特殊法人等改革の一環として、前身の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の統合により、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行っている。</p> <p>これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえ、中期目標管理法人として国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)、「総合物流施策大綱」(平成29年7月28日閣議決定)等における公共交通に関する政府方針及び「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)等におけるインフラシステム輸出の拡大に関する政府方針を実現すべく、適切に遂行しているところである。</p> <p>機構の担う役割は、上記の政府方針の実現に向けて、機構の有する高度な技術力や専門性を活かし、独立行政法人通則法第2条の趣旨も踏まえ、民間企業等との適切な役割分担に留意しながら、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することである。</p>	<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>我が国は、人口急減、少子化、超高齢化という大きな課題に直面しており、このような社会的な制約を解決するため、運輸分野において公共交通の果たす役割は大きい。</p> <p>そのため、国においては「交通政策基本計画」(平成27年2月13日閣議決定)等を定め、我が国社会の持続的発展のため、様々な政策を実現しようとしている。</p> <p>鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、このような政策を実現するため、確かな技術力、豊富な経験、高度な専門知識を最大限に発揮し、持続可能で活力ある国土・地域づくりの実現に貢献するという役割を果たす必要がある。</p> <p>その際留意すべきは、これら政策のすべてを機構が実施するのではなく、民間企業等のみで実施できることはそれらに任せ、民間企業等のみでは実現できない役割を果たすことが重要である。</p> <p>特に、整備新幹線整備や都市鉄道利便向上施策、我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組みなどは、機構が有する高速鉄道その他の鉄道建設に関する技術や知見を十分に活用するものである。また、船舶共有建造事業などは、民間に任せただけでは課題の解決が進まない状況であることから、国内海運政策を実現するために必要不可欠な業務について、民業補完する形で実施するものである。</p> <p>これらの役割を果たし、国土交通大臣が定めた機構の中期目標(平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の目標。以下「中期目標」という。)を達成するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定に基づきとるべき措置等を以下のとおり定める。</p>	<p>鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定に基づき、令和2年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。</p>

第4期中期目標(抜粋)	第4期中期計画(抜粋)	令和2年度計画(抜粋)
<p>2. 中期目標の期間</p> <p>平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>2. 中期計画の期間</p> <p>平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。</p>	
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成27年5月25日改定)における「一定の事業等のまとめ」は、本章中の(1)鉄道建設等業務、(2)鉄道助成業務等、(3)船舶共有建造等業務、(4)地域公共交通出資業務等、(5)特例業務(国鉄清算業務)とする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>(1) 鉄道建設等業務…省略</p>	<p>(1) 鉄道建設等業務…省略 (2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み…省略 (3) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等…省略</p>	<p>(1) 鉄道建設等業務…省略 (2) 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み…省略 (3) 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等…省略</p>
<p>(2) 鉄道助成業務等 ① 鉄道助成</p> <p>機構では、交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施する。</p>	<p>(4) 鉄道助成業務等 ① 鉄道助成</p> <p>機構は、交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施していく。</p>	<p>(4) 鉄道助成業務等 ① 鉄道助成</p> <p>機構は、交通インフラ・ネットワークの機能充実・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施していく。</p>

第4期中期目標(抜粋)	第4期中期計画(抜粋)	令和2年度計画(抜粋)
<p>(a) 確実な処理・適正かつ効率的な執行</p> <p>鉄道関係業務の資金の移動(勘定間繰入・繰戻)及び補助金交付について、第三者委員会の助言の必要部分を審査業務の改善に反映させること、審査ノウハウの承継やスキルアップのための機構職員向け研修の実施等により、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内に適正かつ効率的に執行する。</p> <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金審査に係る機構職員向け研修の受講率(前中期目標期間実績:平成25年度から平成29年度までの平均受講率・81%) <p>(b) 助成制度に関する情報提供等の推進</p> <p>鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、鉄道助成制度に関するガイドブックの配布等による情報提供や周知活動を積極的に推進する。</p> <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道助成制度に関するガイドブックの地方公共団体・鉄道事業者等への配布部数(前中期目標期間実績:平成27年度から平成29年度の平均配布部数・809部) <p>(c) 債権の確実な回収等</p> <p>既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸付資金について、約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。</p> <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡代金及び無利子貸付資金について、約定等に沿った回収を行った件数(前中期目標期間実績:平成25年度から平成29年度(見込み)までの回収件数・譲渡代金:年間6件、無利子貸付資金:年間6件) 	<p>勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内(補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内)に執行できるよう適正かつ効率的に処理する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」からの改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修を実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。</p> <p>また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、鉄道助成ガイドブックの配布等による情報提供や周知活動を積極的に推進する。</p> <p>さらに、既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸付資金について約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。</p>	<p>勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内(補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内)に執行できるよう適正かつ効率的に処理する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」に助成業務の実施状況等を報告し、得られた改善意見の必要部分を審査業務の改善に反映させること、及び審査ノウハウの承継、スキルアップのための職員研修等を必要に応じて一部見直し実施すること等により、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。</p> <p>また、鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、最新の助成事例を盛り込んだ鉄道助成ガイドブック及びパンフレットの作成配布、ホームページでの公表を行うとともに、助成対象事業の適正な執行のために、執行に係る基本的な考え方を助成対象事業者に対して周知する。</p> <p>さらに、既設四新幹線の譲渡代金(令和2年度回収見込額724億円)、無利子貸付資金(令和2年度回収見込額238億円)について約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。</p>

(3) 審査等業務の令和 2 年度の主な取組みについて (案)

1. 審査業務の適正・効率的な執行

(1) 補助事業者の法令遵守体制の確保

- ① 補助事業者の不正受給・不正使用を防止するため、以下の事項を周知する。
 - ・ 関係法令の遵守
 - ・ 交付決定の取消し等の制度
 - ・ 不正受給・不正使用があった場合における機構ウェブサイトでの公表等
- ② 現地審査の際、補助事業者の法令遵守の状況及び補助事業への責任者の関与など、法令遵守体制を確認する。

(2) 適正かつ効率的な現地審査の実施

現地審査の実施にあたっては、以下の事項を踏まえ補助金審査計画を作成する。

- ① 「重点審査項目選定の基準」を基に、補助金担当者による意見交換等の検討を行った上で重点審査項目を策定する。
- ② 抽出審査については、第三者委員会での議論を踏まえ、1 事業者当たり 20 件程度以上の抽出件数とし、また金額についても補助対象事業費の 1/4 程度を上回るよう抽出する。
- ③ 可能な範囲で前倒し審査を実施するとともに、必要に応じ鉄道助成部内の職員を臨機応変に融通し、現地審査集中期間の負担軽減を図る。

2. 適正・円滑な補助事業実施のための補助事業者への周知

- ① 補助事業者に対して、助成制度の社会的意義を周知するとともに、補助事業の実施に係る基本的な考え方や留意事項について周知するため、事務連絡を発出する。
- ② 事例を追加した「都市・幹線鉄道関係補助金執行事務手続事例集」を補助事業者に配布し、補助金交付に係る注意喚起を行う。
- ③ 平成 30 年度より開始した補助金実務説明会について、参加者の意見・要望を踏まえ、説明する内容や開催方法等を一部見直して実施する。
- ④ 鉄道助成制度に対する理解促進を図るため、鉄道助成ガイドブックの内容を更新し、配布先を精査したうえで配布するとともに、機構ウェブサイトにおいて情報提供を行う。

3. 鉄道助成部内職員の能力向上

審査ノウハウの承継等のため、補助金審査における基本的事項から専門性の高い知識まで、職員のレベルに応じた研修（全10回）を実施する。

また、昨年度の試行を踏まえて策定した「OJT実施基準」に基づきOJTを実施する。

4. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応

令和2年度の補助金審査業務は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として書面審査主体の審査方法をとる必要が生じる場合があるなど、感染防止対策を講じつつ業務を行うこととなるため、必要な審査時間及び審査員を確保したうえで、補助対象事業者と綿密な調整を図り計画的に審査を実施すること等により、適確に審査を実施する。

また、令和2年度の取組み全般にわたり、今後の新型コロナウイルス感染症対策の動向等を踏まえたうえで、必要な場合には適宜計画の見直しを行うこととする。